
次期ごみ処理施設整備・運営事業
リスク管理方針書

令和5年3月

須恵町外二ヶ町清掃施設組合

次期ごみ処理施設整備・運営事業 リスク管理方針書

目 次

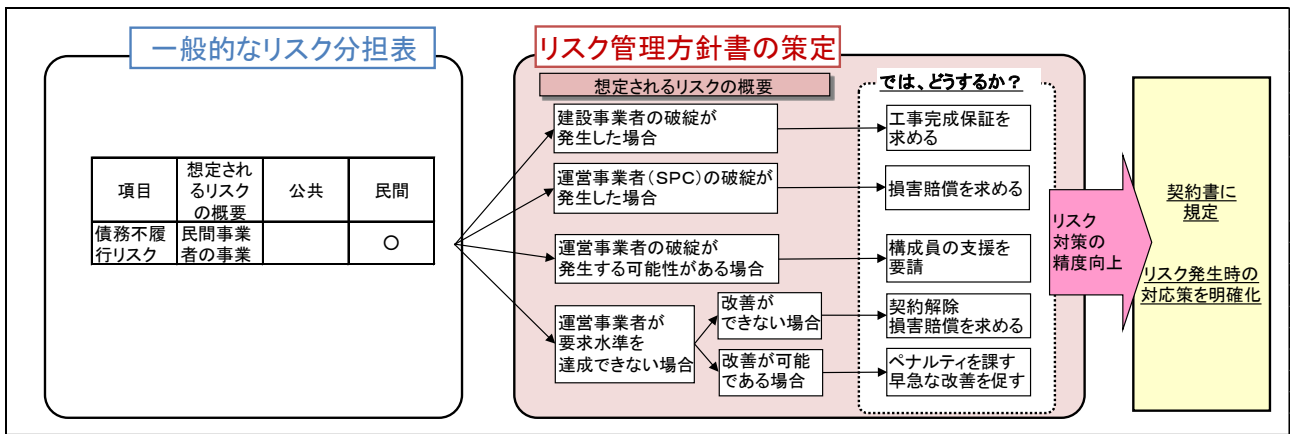
第1章 リスク管理方針書の目的	1
第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的	2
第3章 事業に係るリスク抽出シート	3
1 契約締結段階	3
2 設計・建設段階	4
3 運営・維持管理段階	8
4 事業終了段階	11
5 共通	11

第1章 リスク管理方針書の目的

須恵町外二ヶ町清掃施設組合（以下「本組合」という。）は、「次期ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本事業を効率的、かつ、円滑に進めるためには、多種多様なリスクを本組合と民間事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書は、本事業に係るリスクを細かく抽出し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方のもと、本組合と民間事業者のリスクの役割分担や対応方針、想定される影響や費用、対象となる契約及び契約に含む内容などを整理したものである。これによりリスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資するとともに、仮にリスクが顕在化した場合でも本施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的としている。



第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的

本事業では、本組合が事業の仕組みに係る諸条件を定めることから、本組合が事業の仕組みに係るリスクの検討を主導する立場となる。そのため、本組合でリスク対応策の考え方を示し、リスクが顕在化した場合での早急な対応を契約書などに規定することが重要であると考えている。

一方、次期ごみ処理施設に関する技術的な面での「安全・安心」の確保には、民間事業者の技術・ノウハウ・創意工夫に期待するところが大きく、民間事業者がリスクの検討を主導する立場と考えられる。民間事業者の技術的な面でのリスクに対しては、民間事業者に設計思想や計画の考え方を提示してもらい、本組合と民間事業者間でリスクについての認識を共有することが重要であると考えている。

よって、リスク管理の考え方には、前者と後者では根本的な違いがあると考えられ、次の二つのリスク区分を設けてリスクに対する考え方を整理し、共有することが必要であると捉えている。

リスク管理方針書では、下記【区分1】事業に係るリスクについて、リスクの詳細な分類、官民間の分担、本組合での具体的対応策について示すとともに、下記【区分2】施設設計などに係るリスクについては、安全・安心の観点から、本組合として民間側に求めるリスク対応の方向性を示している。

【区分1】事業に係るリスク

一般的にPFI/DBO事業で利用されている「リスク分担表」に示されるリスクを細分化し、本組合でのリスク対応策の考え方を整理する。事業に係るリスクでは、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、対応策の検討により、リスクが顕在化した場合でも、本施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的とする。

【区分2】施設設計などに係るリスク

施設設計などに係るリスクについては、施設の性格上、地方公共団体等が直接、施設の設計を行うことはなく、従来の公設施設の場合でも、民間事業者（プラントメーカー等）の技術・ノウハウによるところが大きいことから、民間事業者からリスク対応策などの技術提案を示してもらうことにより、安全・安心確保策を適切に反映することとする。

施設設計などに係るリスクに対しては、施設の安定稼働の確保、労働災害・交通事故などの事故に対する民間事業者の設計思想や計画の考え方を提示してもらい、本組合と民間事業者間でリスクについての認識を共有することにより、技術的な面から「安全・安心」を確保することを目的とする。

第3章 事業に係るリスク抽出シート

1 契約締結段階

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
契約リスク	1	本組合の責による場合	落札者の選定前に、本組合の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、本組合等が策定した計画の変更、不備より事業が中止となった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み経費	○					<p><入札説明書>【費用の負担】</p> <p>■本入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。</p>	
	2		落札者選定・基本協定締結後に、本組合の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、本組合等が策定した計画の変更、不備より事業が中止となった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の応募費用	○		・事業者の応募費用の負担	-	-	本組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書>【事業契約の不成立】</p> <p>■発注者の責めに帰すべき事由により事業契約が本契約として成立しなかった場合において、落札者に損害を与えた場合、発注者は、その損害を賠償しなければならない。</p>
	3		落札者選定・基本協定締結後に入札書類の誤りや不備により契約の締結が遅延した場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の追加費用	○		・事業者の追加費用	-	-	本組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書>【債務不履行等】</p> <p>■発注者及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。</p>
	4	事業者の責による場合	構成員(代表企業含む)又は協力企業が、落札者選定後、基本協定の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合	事業開始の遅延等	・事業者の再選定、次点事業者との協議に要する費用 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費	○			-	(落札者選定後、速やかな基本協定締結)		<p><入札説明書>【入札参加資格の欠如】</p> <p>■落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。 ※基本協定書を早期に締結することで、責任の所在を明らかにする。</p>
	5		構成員(代表企業含む)又は協力企業が、基本協定の締結後、契約の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合(独占禁止法、刑法、暴力団排除関連)	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費	○	○	本組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定		本組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書>【事業契約を締結しない場合】</p> <p>■事業契約の本契約としての成立前において、落札者のいずれかが規定した事項に該当するときは、発注者は、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。 ■落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、落札金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 <基本協定書>【債務不履行等】</p> <p>■発注者及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。</p>
	6		基本協定の締結後、事業者の自らの都合により契約を締結しない場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費		○	○	本組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書>【事業契約の不成立】</p> <p>■落札者の責めに帰すべき事由により事業契約が本契約として成立しなかった場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、落札金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 <基本協定書>【債務不履行等】</p> <p>■発注者及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。</p>
	7		事業者の構成員や協力企業の責に帰する事由(契約手続の未実行、契約内容の未履行等)により契約の締結が遅れた場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費		○	○	本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書>【債務不履行等】</p> <p>■発注者及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。</p>
	8	本組合、事業者のいずれの責にもよらない場合	法制度の変更により、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	○	○		双方が負担する旨を規定	本組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書>【事業契約の不成立】</p> <p>■発注者及び落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、事業契約が本契約として成立しなかった場合、既に発注者と落札者が本事業の準備に関して各自が支出した費用は各自が負担するものとし、発注者及び落札者は、事業契約の本契約として成立しなかったことに起因する債権債務が相互に存在しないことを確認する。</p>

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
	9	地震等の災害発生により、本事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	本組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書>【事業契約の不成立】</p> <p>■発注者及び落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、事業契約が本契約として成立しなかった場合、既に発注者と落札者が本事業の準備に関して各自が支出した費用は各自が負担するものとし、発注者及び落札者は、事業契約の本契約として成立しなかったことに起因する債権債務が相互に存在しないことを確認する。</p>
	10	議会での未決や未承認となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	本組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書>【事業契約の不成立】</p> <p>■議会において建設工事請負契約の締結が否決された場合は、発注者及び落札者のいずれの責めにも帰すことができないものとする。既に発注者と落札者が本事業の準備に関して各自が支出した費用は各自が負担するものとする。</p>

2 設計・建設段階

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等		
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営							
各種調査の不備リスク	11	本組合の責による場合	本組合が実施した地形・地質等現地調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【条件変更等】</p> <p>■設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
	12	事業者の責による場合	建設事業者が追加で実施した調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費		○		-	本組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■発注者は、受注者が履行期間内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p>
基本・実施設計の変更リスク	13	本組合の責による場合	本組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更を指示した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【要求水準書等の変更】</p> <p>■発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
	14		本組合の指示による設計図書不適合の場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等】</p> <p>■不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
	15	事業者の責による場合	設計図書不適合により工事の遅延が発生する場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費		○		-	本組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■発注者は、受注者が履行期間内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p>
	16		建設事業者の基本・実施設計不備等により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費		○		-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【発注者の催告による解除権】【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■発注者は、受注者が本工事等を履行期間内に完成しないとき、又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みが明らかでないとき認められるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本建設工事請負契約を解除することができる。</p> <p>■受注者は、請負代金額の 10 分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>
工事の遅延リスク	17	本組合の責による場合	施設設計確認の遅れなど本組合の事由により建設着工が事業者と合意した期間から遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○			事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【受注者の請求による履行期間の延長】</p> <p>■発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
	18		本組合の提示条件の不備や本組合の指示により工程が変更した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)		○		-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■発注者は、受注者が履行期間内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p>

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者						
						建設						運営
	20	経済情勢等の影響による資材・部品の調達・納入遅延の発生(事業者に責が無い場合に限る)	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【受注者の請求による履行期間の延長】</p> <p>■受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</p>	
	21	大規模災害等により人員確保が困難により遅延が発生する場合(事業者に責が無い場合に限る)	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【受注者の請求による履行期間の延長】</p> <p>■受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</p>	
工事費増大リスク	22	本組合の責による場合	発注条件変更等により工事費の増加が発生した場合	工事費の増加	・建設事業者の業務変更に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【要求水準書等の変更】</p> <p>■発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
	23		本組合自らが実施する調査、工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費	○		復旧費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【臨機の措置】</p> <p>■受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>■受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第29条に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。</p>
	24	事業者の責による場合	調査、工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費	○		-	復旧費を負担	建設事業者の責任の旨を規定		
	25		本組合の責によらず工事費の増加が発生した場合	工事費の増加	・建設事業者の業務変更に係る経費	○		-	増大工事費の負担	建設事業者の責任の旨を規定		<p><建設工事請負契約>【一般的損害】</p> <p>■第28条—工事目的物の引渡し前に、実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事等に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p>
	26	本組合の責による場合	試運転、引渡性能試験に要するごみの供給量不足等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の業務費(増加分)	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【試運転、予備性能試験及び引渡性能試験】</p> <p>■発注者は、試運転、予備性能試験、引渡性能試験期間中に必要な処理対象物を受注者に提供する。</p> <p>【受注者の請求による履行期間の延長】</p> <p>■発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
	27	事業者の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の業務費(増加分)	○		-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■発注者は、受注者が履行期間内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p>
	28		重大な契約不適合責任が発見された場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の業務費(増加分) ・復旧費	○		-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【契約不適合責任】</p> <p>■発注者は、引き渡された実施設計図書又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、実施設計図書又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。</p>
交付金リスク	29	本組合の責による場合	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・建設事業者の業務変更に係る経費 ・建設事業者の再選定及び再契約に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除	-	-	本組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約>【要求水準書等の変更】</p> <p>■発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>【発注者の任意解除権】</p> <p>■発注者は、本工事等が完成するまでの間は、次条から第48条の2までの規定によるほか、必要があるときは、本建設工事請負契約を解除することができる。</p>

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
	30	事業者の責による場合	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・建設事業者の業務変更に係る経費 ・建設事業者の再選定及び再契約に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	本組合に損害が生じた場合、建設事業者による負担を規定	本組合、建設事業者	<p>＜建設工事請負契約＞【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■発注者は、受注者が履行期間内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>【発注者の催告による解除権】【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■発注者は、受注者が本工事等を履行期間内に完成しないとき、又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みが明らかでないとき認められるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本建設工事請負契約を解除することができる。</p> <p>■受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
物価変動リスク	31	物価変動により、建設費が変動する場合		-	・物価変動費	○	△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	須恵町外二ヶ町清掃施設組合工事請負契約書第25条の内容を規定	本組合、建設事業者	<p>＜建設工事請負契約＞【賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更】</p> <p>■発注者又は受注者は、履行期間内で本建設工事請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認められたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。</p>
不可抗力リスク	32	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・既存施設も損壊した場合は外部処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○		契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>＜建設工事請負契約＞【工事の中止】</p> <p>■工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>■本工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	
	33	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合、災害による運営時期開始の遅延、災害復旧費の発生が生じた場合	工期延長、運営開始の遅延	・災害復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・既存施設も損壊した場合は外部処理委託費 ・業務変更に係る経費	○	△	災害復旧費を負担、建設事業者の業務変更に係る経費を負担	一定の範囲内は負担	請負代金額の1%までを建設事業者が負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<p>＜建設工事請負契約＞【不可抗力による損害】</p> <p>■発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>＜建設工事請負契約＞【受注者の請求による履行期間の延長】</p> <p>■受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</p>	
政治リスク	34	本組合の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○		契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>＜建設工事請負契約＞【工事の中止】</p> <p>■発注者は、必要があると認めるときは、本工事の中止内容を受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p> <p>■本工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	
	35	本組合の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>＜建設工事請負契約＞【要求水準書等の変更】</p> <p>■発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	
住民対応リスク	36	本組合の責による場合	工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費	○		-	建設事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	<p>＜建設工事請負契約＞【受注者の請求による履行期間の延長】</p> <p>■受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</p>
	37	事業者の責による場合	工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	建設事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	<p>＜建設工事請負契約＞【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■発注者は、受注者が履行期間内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p>
第三者賠償	38	本組合の責による	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損	第三者への損額	第三者賠償	○		第三者賠償を	-	-	本組合、	<p>＜建設工事請負契約＞【第三者に及ぼした損害】</p>

項目	No	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者						
						建設	運営					
リスク		場合	等の賠償					負担			建設事業者	■第29条—本工事等に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
	39	事業者の責による場合	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者への損額	・第三者賠償		○		-	損害の負担	損害賠償を規定	
許認可取得リスク	40	本組合の責による場合	本組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の業務費(増加分)		○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約＞【受注者の請求による履行期間の延長】 ■受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
	41	事業者の責による場合	建設事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、本組合の行う申請・届出等で、建設事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の業務費(増加分)		○		-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者

項目	No	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者							
						建設	運営						
周辺環境の保全リスク	42	建設に伴って発生した騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・外部ごみ処理委託費 ・建設事業者の業務変更に係る経費		○		-	本組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約＞【一般的損害】 ■第28条—工事目的物の引渡し前に、実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事等に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。	
債務不履行リスク	43	本組合の責による場合	本組合の債務不履行により業務履行が不可能の場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費		○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約＞【受注者の催告による解除権】、【解除に伴う措置】 ■本第51条 受注者は、発注者が本建設工事請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本建設工事請負契約を解除することができる。 ■出来高検査の上、引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。	
	44		対価の不払いの場合	工期延長、事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)		○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約＞【受注者の損害賠償請求等】 ■請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。	
債務不履行リスク	45		本組合の債務不履行により工事遅延となる場合	工期延長、事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)		○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約＞【受注者の請求による履行期間の延長】 ■受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。	
	46	事業者の責による場合	事業放棄、契約解除の申出の場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費		○		-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約＞【発注者の催告による解除権】【発注者の損害賠償請求等】 ■発注者は、受注者が本工事等を履行期間内に完成しないとき、又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みが明らかでないとき認められるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本建設工事請負契約を解除することができる。 ■受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
	47		要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費		○		-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定		
	48		要求水準未達成により工事遅延となる場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費		○		-	本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約＞【発注者の損害賠償請求等】 ■発注者は、受注者が履行期間内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 運営・維持管理段階

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
ごみ量、ごみ質の変動リスク	49	計画ごみ量に対し実処理量が変動した場合のコスト変動	-	・変動費の増減			-	-	-	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約> 【ごみ量】</p> <p>■本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。</p>
	50	計画ごみ量に対し実処理量が著しく変動した場合のコスト変動(計画ごみ量超過した場合の対応)	-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減	○	△	増減分を負担	-	-		<p><運営業務委託契約> 【ごみ量】</p> <p>■本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。</p>
	51	搬入する可燃ごみ等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合のコスト変動	-	・変動費の増減			-	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約> 【ごみ質】</p> <p>■処理対象物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受注者は、処理対象物の性状の変動を原因とする運営業務委託料(変動費の処理単価の見直しを含む。)の変更、その他費用の負担を請求することはできない。</p>

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
搬入禁止物混入リスク	52	搬入するごみ質が要求水準書に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動(要求水準書で規定する以外の種類のごみの持込増加等の場合等)	-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減	○	△	増減分を負担	-	合理的な範囲の追加費用の支払を規定	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約> 【ごみ質】</p> <p>■計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合において、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは、受注者は、計画ごみ質を逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。</p>
	53	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト	-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減 ・その他費用	○	△	増減分を負担(一定以上)	一定の範囲の増減分を負担	合理的な範囲の追加費用の支払を規定	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約> 【災害発生時などの協力】</p> <p>■災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画処理量を超える多量の処理対象物が発生する等の状況が生じた場合において、その処理を発注者が実施しようとするときは、受注者は、その処理に最大限の協力を行う。その場合、発注者は、受注者に発生した合理的な範囲の追加的費用を受注者に支払う。</p>
性能未達成リスク	54	事業者の責による場合	運営休止(故障)	・外部ごみ処理委託費 ・復旧費			-	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約> 【処理不適物に係る取扱い】</p> <p>■処理不適物の混入を原因として、プラント設備に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生した場合、帰責性の所在及び割合に応じて、第33条第1項又は第2項の規定に基づき、発注者及び受注者又は発注者若しくは受注者が負担する。</p>
	55	事業者の責によらない場合(事業者が善管注意義務を果たしている場合)	運営休止(故障)	外部ごみ処理委託費 ・復旧費	○		ごみ処理費、復旧費を負担	-	-		
性能未達成リスク	56	本組合の責による場合	性能の未達成が本組合の条件変更等により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	○		復旧費を負担	-	-	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約> 【損害賠償等】</p> <p>■本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。</p>
	57	事業者の責による場合	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合のリスク	運営休止、事業内容の変更		○	-	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約> 【停止基準値の未達成】</p> <p><契約書別紙 モニタリング実施要領等></p> <p>■モニタリング又は計測等の結果、停止基準値(要求水準書に規定された停止基準値をいう。以下同じ。)が達成されていないことが判明した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は、直ちに停止基準を超過した系列に係るプラント設備の運転を停止し、要求水準書に定める復旧作業を行うものとし、原因の究明に努め、要求水準書に合致する正常な運転が再開されるよう、プラント設備の補修、運営業務の改善等を行わなければならない。</p>
	58	事業者の責による場合	性能未達成に係る費用負担等	要求水準の未達成	運営休止、事業内容の変更		○	-	調査費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者
59	本組合の責による場合	性能の未達成が施設設計・施工の契約不適	運営休止、事業内容の変更	外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		復旧費を負担	-	-	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約> 【性能未達期間中に生じる費用の負担】</p> <p>■第33条 発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合、発注者は、運営業務委託料のうち固定</p>

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
			合により発生した場合								費(第 38 条第2項に規定する控除を受けた後の固定費とする。)、及び変動費の支払を行う他、追加費用を負担する。 ※ 建設工事請負契約に規定する契約不適合によるものを含む。
	60	事業者(建設事業者)の責による場合				○	-	調査費、復旧費を負担	建設事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	<建設工事請負契約>【契約不適合責任】 ■発注者は、引き渡された実施設計図書又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、実施設計図書又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
施設破損リスク	61	事業者の責による事故、火災等による本施設の修復等にかかるコスト増大	運営休止(故障)、修繕	・外部ごみ処理委託費 ・復旧費		○	-	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約>【損害賠償等】 ■本業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、受注者は、発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
	62	事業者の責によらない場合、本施設の破損に伴うコスト増大	運営休止(故障)、修繕	・外部ごみ処理委託費 ・復旧費	○	○	ごみ処理費、復旧費を負担	-	-	本組合、運営事業	<運營業務委託契約>【損害賠償等】 ■本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
運営維持管理コスト増大リスク	63	本組合の条件変更等により運営費の増加が発生した場合	-	・運営事業者の業務変更に係る経費	○		運営事業者の業務変更に係る経費を負担(協議)	-	-	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約>【契約の変更】 ■本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容に変更が生じたとき、その他特別な事情が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、本運營業務委託契約の規定を書面にて合意することにより、変更することができるものとする。

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
	64	事業者の責により運営費の増加が発生した場合	-	・運営事業者の業務変更に係る経費		○	-	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定(本組合の追加費用負担なしを規定)	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約>【運營業務委託料の支払】 ■運營業務委託料には、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、運營業務委託料以外に何らの支払いも請求できないものとする。
技術革新リスク	65	技術革新による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト変動 ※将来において新技術導入により業務効率の改善やコスト削減が見込める技術	-	-	○	○	(本組合と運営事業者の協議による)	-	-	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約>【本施設の改良保全】 ■作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により運營業務委託料を低減できることを発注者又は受注者が明らかにした場合、発注者及び受注者は、当該新技術等の導入及び運營業務委託料の減額について協議するものとする。
物価変動リスク	66	物価変動により、運営費が変動する場合	-	・物価変動による委託料の増減	○	△	物価変動による委託料の増減	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約>【運營業務委託料の改定】 ■発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、別紙5記載のとおり運營業務委託料を改定できる。
政治リスク	67	本組合の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○		契約の解除 運営事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約>【発注者の任意解除権】 ■発注者は、履行期間中、次条から第 51 条の規定によるほか、必要があるときは、本運營業務委託契約を解除することができる。 ■この場合、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
	68	本組合の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		運営事業者の業務変更に係る経費を負担(協議)	-	-	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約>【契約の変更】 ■本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容に変更が生じたとき、その他特別な事情が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、本運營業務委託契約の規定を書面にて合意することにより、変更することができるものとする。
不可抗力リスク	69	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	△	契約の解除 運営事業者の実行済み費用の負担	一定の範囲内は負担	-	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約>【法令変更又は不可抗力の場合の解除】 ■発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本運營業務委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本運營業務委託契約を解除する

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
											ことができる。この場合、発注者は、受注者により履行済みの本業務に対応する未払いの運営業務委託料を、速やかに受注者に支払う。解除により発注者又は受注者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。
	70	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅滞や追加費用等が発生する場合	運営休止、事業内容の変更	・復旧費 ・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○	△	災害復旧費を負担	-	本施設に生じた損害の1%までを運営事業者が負担する旨を規定する。	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約>【別紙6 不可抗力の場合の費用分担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 不可抗力により本事業に関して受注者に発生した追加費用については運営業務委託料を20で除した金額の100分の1以下の額は受注者、それを超える額は発注者の負担とする。 ■ 不可抗力により本事業に関して発注者に生じた費用及び損害は、発注者の負担とする。ただし、発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が受注者の負担額を超えるときは、当該超過額は、発注者の負担額から控除するものとする。
	71	性能の未達成が不可抗力により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部ごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○		調査費、復旧費を負担	-	-	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約>【性能未達期間中に生じる費用の負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第33条 発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合、発注者は、運営業務委託料のうち固定費(第38条第2項に規定する控除を受けた後の固定費とする。)、及び変動費の支払を行う他、追加費用を負担する。 <p>※ 建設工事請負契約に規定する契約不適合によるものを含む。</p>
住民対応リスク	72	本組合の責による場合	本施設の存在自体やごみ処理のあり方等について住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更	○		-	-	-	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約> 事業者の責に該当する各規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 発注者の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は発注者が負担する。
	73	事業者の責による場合	事業者の運営計画や運営業務の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更		○	-	-	-	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約> 事業者の責に該当する各規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受注者の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は受注者が負担する。
第三者賠償リスク	74	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	-	・第三者賠償		○	-	損害の負担	損害賠償を規定 第三者賠償責任保険への加入を義務付け	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約>【第三者への賠償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本業務の遂行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は、当該損害を賠償しなければならない。
許認可取得リスク	75	本組合の責による場合	本組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	運営開始の遅延	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約>【損害賠償等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
	76	事業者の責による場合	運営事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、本組合の行う申請・届出等で、運営事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	運営開始の遅延		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約>【損害賠償等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、受注者は、発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
周辺環境の保全リスク	77	施設の運営に伴って発生した騒音、振動、悪臭基準等の未達成及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	・復旧費 ・外部ごみ処理委託費 ・運営事業者の業務変更に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	運営事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約>【損害賠償等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、受注者は、発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
債務不履行リスク	78	本組合の責による場合	本組合の債務不履行により業務履行が不可能の場合	事業の停止、事業の再構築	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約>【受注者の損害賠償請求等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受注者は、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
	79	本組合が債務の履行を行わない事態を一定期間継続した場合	事業の停止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約>【受注者の損害賠償請求等】 ■受注者は、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。
	80	対価の不払いの場合	事業の停止	・遅延損害金(遅延利息)	○		運営事業者に対する損害負担	-	-	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約>【運営業務委託料等の支払】 ■発注者は、運営業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、遅延損害金を支払うものとする。
債務不履行リスク	81	事業者の責による場合	事業放棄、重大な契約違反の場合	事業の中止、事業の再構築			-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、運営事業者	<建設工事請負契約>【発注者の催告による解除権】【発注者の損害賠償請求等】 ■発注者は、受注者が本工事等を履行期間内に完成しないとき、又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みが明らかでないとき認められるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本建設工事請負契約を解除することができる。 ■受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
	82	要求水準の未達、債務不履行が猶予期間を経過しても改善が見込めない場合	事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費			-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、運営事業者	
	83	事業者の責による場合	要求水準の未達、債務不履行の場合	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費			-	本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合、運営事業者

4 事業終了段階

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
施設の性能確保リスク	84	事業終了時における施設の性能確保	事業終了の遅延、事業内容の変更	・遅延期間に係る運営維持管理費又は外部ごみ処理委託費 ・復旧費			-	復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約>【本事業終了時の明け渡し条件】 ■運営期間満了後1年の間に、本施設に関して受注者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書等の未達成が発生した場合には、受注者は自己の費用により改修等必要な対応を行わなければならない。
事業終了時の諸手続に係るコスト増大リスク	85	引継ぎ資料の不備、後任事業者への教育の不備、諸手続の遅れ等による遅延リスク	事業終了の遅延、事業内容の変更	・遅延期間に係る運営維持管理費または外部ごみ処理委託費			-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約>【本運営業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置】 ■受注者は、第2項及び第3項に規定する本施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた発注者の損害を賠償するものとする。
	86	事業終了時の諸手続遅れ、後任事業者の選定の遅れ等の本組合の事由によるコスト増大	-	・運営事業者の業務変更に係る経費	○		-	運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約>【損害賠償等】 ■本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

5 共通

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
反社会的勢力等の関与のリスク	87	談合その他の不正行為、暴力団の関与による違約金、損害賠償が発生した場合	事業の停止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費又は外部ごみ処理委託費 ・RDF処理委託費 ・事業再構築に係る経費			-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者 運営事業者 構成企業・協力企業	<基本契約>【事業契約】 ■談合、暴力団の関与が認められる場合の解除権 <建設工事請負契約>【談合等不正行為があった場合の違約金等】、【反社会的勢力の排除】、【発注者の損害賠償請求等】 ■談合または暴力団の関与が認められる場合の契約解除権 ■契約が解除された場合、請負代金額1/10に相当する額の支払 <運営業務委託契約>【談合等不正行為があった場合の違約金等】【発注者の催告によらない解除権】、【発注者の損害賠償請求等】 ■談合、暴力団の関与が認められる場合の解除権 ■契約が解除された場合、請負代金額1/10に相当する額または年間運営業務委託料のうちい

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者			本組が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容等
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者						
						建設	運営					
												ずれか高い方の違約金の支払 ※但し違約金を上回る損害賠償請求を妨げない。
制度、法改正リスク	88	設計・建設段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	○			契約の解除、建設事業者の執行済み費用の負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約>【法令の変更】 ■法令の変更により、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合その他本工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備を行うにあたり損害、損失若しくは追加費用が生じた場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、本建設工事請負契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。
制度、法改正リスク	89	設計・建設段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約>【法令の変更】 ■法令の変更により、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合その他本工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備を行うにあたり損害、損失若しくは追加費用が生じた場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、本建設工事請負契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。
制度、法改正リスク	90	運営・維持管理段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	○			契約の解除、運営事業者の執行済み費用の負担	-	-	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約>【法令変更又は不可抗力の場合の解除】 ■発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本運営業務委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本運営業務委託契約を解除することができる。
	91	運営・維持管理段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約>【法令変更又は不可抗力の場合の解除】 ■発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本運営業務委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本運営業務委託契約を解除することができる。
税制度リスク	92	設計・建設段階	税制度の変更等により建設事業者における税負担が変動する場合	-	○			法令に従い適切に負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約>【法令の変更】 ■法令の変更により、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合その他本工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備を行うにあたり損害、損失若しくは追加費用が生じた場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、本建設工事請負契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。
	93	運営・維持管理段階	税制度の変更等により運営事業者における税負担が変動する場合	-	○			法令に従い適切に負担	-	-	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約>【法令変更又は不可抗力の場合の解除】 ■発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本運営業務委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本運営業務委託契約を解除することができる。
	94		運営事業者の利益に課される税(法人税等)の負担が変動する場合	-			○	-	法令に従い適切に負担	運営事業者が負担する旨を規定	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約>【法令変更又は不可抗力の場合の解除】 ■発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本運営業務委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本運営業務委託契約を解除することができる。